

# 被害額算定の例

## 【注意】

- ・ 本案は、被害額算定の例について、考え方を示したものです。
- ・ 本案は、従来から行われている被害額算定の手法を否定するものではありません。
- ・ 災害の状況等に応じ、各パターンを組み合わせたり、全く別の手法等により被害額を算定されることも当然あり得ることをご承知おきください。
- ・ なお、実際の被害額の算定（確定）については、各自治体の責任において行うこととされています。

(※被害額：事業の再建に必要な額)

# パターン① 商工会・商工会議所が被害額を収集する（被害が軽微な場合）

- 商工会・商工会議所が所有する事業者リストに被害額や被害情報の欄を設ける
- 商工会・商工会議所は、被災事業者からヒアリング等により、被害の状況等を収集する
- 市町村と連携（パターン②の情報を参考）して管内の被災事業者（会員・非会員）からヒアリングすることが望ましい

←パターン②リストや管内事業者リスト等より整理 →				← 商工会・商工会議所が被災事業者へのヒアリングにより記載する →	
事業者名	地区名 (〇〇市)	業種	従業員数	被害額	被害状況
〇〇商店	■ ■	小売業	〇人	〇〇万円	建物全壊、浸水により商品在庫（〇〇万円）が毀損した
株式会社▼▼	■ ■	飲食業	▼人	不明	建物一部損壊（床下浸水）、〇月〇日時点で被害額は不明
■ ■株式会社	△△	金属加工業	■人	■ ■万円	建物床上浸水（1.5m）、浸水によりコンプレッサー破損（修理に〇〇万円要する）
△△株式会社	△△	建設業	△人	不明	事業者が避難しており、ヒアリングできず
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
【合計】 10者（うち〇者の被害額は不明）				××万円	

- ・被害額、被害状況は、被災した事業者からのヒアリングにより記載する。
- ・不明の場合は、不明（なぜ不明なのかも含め）として記載する。
- ・市町村は、商工会・商工会議所が被災事業者から情報収集することについて、事前に把握しておく必要がある。
- ・復旧支援メニューが措置された際に、**商工会・商工会議所と市町村が一緒に支援する場合の被害情報の情報交換について、事前に取り決めなどを行い、迅速な復旧活動に努めていくことも有用**と考えられる。
- ・収集した被害額等を都道府県へ報告する際には、管内の市町村へも情報を共有するものとする。

## パターン② 市町村が被災事業者の申告により被害額を収集する

- 市町村は、罹災証明申請書に、被害状況や被害額記載欄を設けるなどして、被災事業者から被害情報を収集する（被災事業者の被害額を罹災証明で「証明」するものではない）
- 市町村は被災事業者からの申告により得た情報を集約する
- 被害情報を商工会・商工会議所と共有して、今後の支援対策にあたることが望ましい

← 商工会・商工会議所が事前に整理しておく →				← 市町村が罹災証明申請書の記載内容等を参考に記載する →									
事業者名	地区名 (〇〇市)	業種	従業員数	罹災証明申請	申告者	被害額	土地	建物	機械設備	車両重機	什器備品	商品、原材料、仕掛品等	被害状況
〇〇商店	■ ■	小売業	〇人	有	〇〇〇〇	〇〇万円		〇〇万円		〇〇万円		〇〇万円	全壊（水没） 商品水没により廃棄
株式会社▼▼	■ ■	飲食業	▼人	有	▼▼▼▼	▼▼万円			▼▼万円				浸水により厨房用品 一部損傷
■■株式会社	△△	金属加工業	■人	有	■■■■	■■万円		■■万円	■■万円		■■万円		床上浸水(1.5m)、 浸水によりエンブレッサー破損
△△株式会社	△△	建設業	△人	無		不明							不明
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮							
【合計】 10者（うち〇者の被害額は不明）						xx万円	xx万円	xx万円	xx万円	xx万円	xx万円	xx万円	

・早期の災害復旧・支援策の実施に向けて、商工被害の早期把握（発災後1～2週間）が必要となる。その場合は本パターン外に独自の被害額の推計・算出の方法で求めることも考えられる。なお、復旧支援メニューが措置された際に、商工会・商工会議所と市町村が一緒に支援する場合の被害情報の情報交換について、事前に取り決めなどを行い、迅速な復旧活動に努めていくことも有用と考えられる。

# パターン③ 市町村が一定の計算式により被害額を計算する (水害被害の場合)

- 治水経済調査マニュアル案 (国土交通省水管理・国土保全局河川計画課) を参考に、市町村は被害額を計算 (推計) する

## 被害額の算出方法の一例《(出典) 国土交通省 治水経済調査マニュアル (案) より》

- 建物被害額 = 浸水深別・勾配別被災建物延床面積 × 都道府県別家屋 1 m<sup>2</sup>当たり評価額 × 浸水深別・勾配別被害率
- 事業所資産被害額 = 浸水深別・産業分類別被災事業所従業者数 × (産業分類別事業所従業者 1 人当たり償却資産評価額 × 浸水深別償却資産被害率 + 産業分類別事業所従業者 1 人当たり在庫資産評価額 × 浸水深別在庫資産被害率)

### 【参考】

- 浸水深別・勾配別被災建物延床面積 …… 当該建物の延床面積
- 都道府県別家屋 1 m<sup>2</sup>当たり評価額 …… 治水経済調査マニュアル (案) 第 1 表
- 浸水深別・勾配別被害率

浸水深 地盤勾配	床上						土砂堆積 (床上)	
	床下	50cm 未満	50～ 99	100～ 199	200～ 299	300cm 以上	50cm 未満	50cm 以上
Aグループ	0.032	0.092	0.119	0.266	0.580	0.834		
Bグループ	0.044	0.126	0.176	0.343	0.647	0.870	0.43	0.785
Cグループ	0.050	0.144	0.205	0.382	0.681	0.888		

A : 1/1000 未満, B : 1/1000～1/500, C : 1/500 以上

(出典) 国土交通省 治水経済調査マニュアル (案) より

- 浸水深別・産業分類別被災事業所従業者数 …… 被災事業所の従業者数
- 産業分類別事業所従業者 1 人当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額 …… 治水経済調査マニュアル (案) 第 3 表
- 浸水深別償却資産被害率、在庫資産被害率

浸水深 資産	床上						土砂堆積 (床上)	
	床下	50cm 未満	50～ 99	100～ 199	200～ 299	300cm 以上	50cm 未満	50cm 以上
償却	0.099	0.232	0.453	0.789	0.966	0.995	0.54	0.815
在庫	0.056	0.128	0.267	0.586	0.897	0.982	0.48	0.780

注：平成 5 年～平成 8 年の「水害被害実態調査」により求められた被害率。(ただし、土砂堆積は従来の被害率)

(出典) 国土交通省 治水経済調査マニュアル (案) より

(参考) [http://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/seisaku\\_hyouka/gaiyou/hyouka/hyouka.html](http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/hyouka.html)

← 商工会・商工会議所は事業者リストに基づき被災した事業者情報を収集・記載する → ← 市町村が記載 →  
 (①～⑥は事前に整理しておくべき項目、⑦～⑧は発災後のヒアリング等により整理する)

① 事業者名	② 地区名 (〇〇市)	③ 業種	④ 従業員数	⑤ 建物 建築年	⑥ 建物 延床 面積	⑦ ヒアリング 状況	⑧ 被害状況		⑨ 建物 被害額 (推計)	⑩ 事業所資産 被害額 (推計)
							建物	機械設備等		
〇〇商店	■ ■	小売業	〇人	S〇年	〇㎡	ヒアリング済 ※被害額確認済	全壊 (水没)	陳列ケース 冷蔵庫	〇〇万円	〇〇万円
株式会社▼▼	■ ■	飲食業	▼人	H▼年	▼㎡	ヒアリング済	床下浸水	厨房用品	▼▼万円	▼▼万円
■ ■ 株式会社	△△	金属加工業	■人	H■年	■㎡	ヒアリング済 ※被害額確認済	床上浸水	コンプレッサー	■ ■ 万円	■ ■ 万円
△△株式会社	△△	建設業	△人	S△年	△㎡	ヒアリング済	一部損壊	発電機	△△万円	△△万円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
【合計】 20者									××万円	××万円